

令和 8 年度 新入者安全衛生教育のご案内

〒515-0814 松阪市久保田町 173-8
[TEL0598-26-6022・FAX0598-23-7712]

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働災害防止の推進について格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇入れたときは、当該労働者に対し労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全衛生の教育を行わなければならぬことになっております。

松阪労働基準協会では、事業者が実施すべき新規雇用者に対する安全衛生教育を事業主に代わって**本年度は、下記のとおり2回実施致しますので該当者を受講させられますようご案内申し上げます。**

1 日 時 下記の日程のいづれかをお選びください

第一回	令和 8 年 4 月 7 日 (火)	午前9時より午後4時30分
第二回	令和 8 年 4 月 9 日 (木)	午前9時より午後4時30分

2 場 所 **松阪商工会議所 3F** 松阪市若葉町 161-2 Tel:0598-51-7811

3 定 員 第一回80名（締切り前であっても定員に達したときは締切りに致します。）
第二回40名（締切り前であっても定員に達したときは締切りに致します。）

4 受講費用 会員事業場 8,800円 消費税込 [受講料：8,000円 消費税：800円]
会員外 12,100円 消費税込 [受講料：11,000円 消費税：1,100円]

5 申込締切日 令和8年3月27日(金) 締切り期日までにご入金のない場合はキャンセルとさせていただきますので、予めご了承ください。

6 申込方法 ①協会へ直接申込の場合は、受講申込書に必要事項記入の上、受講費用を添えてお申込み下さい。受講券は、後日FAXか郵送でお送りします。
②受講券は入金確認後、開催日の10日前より順次FAXいたします。
③適格請求書の発行を希望される方は、申込書にメールアドレスをご記入下さい。

振込先 百五銀行 松阪支店 (普通) 40910	受取名 松阪労働基準協会
桑名三重信用金庫 日野町支店 (普通) 1025090	(マツサカロウドウキジュンキョウカイ)

- ・お申し込み後に、受講者を変更することは可能です。
- ・申込締切日後の受講取り消しや、受講当日の欠席については受講費用の返還はいたしません。

7 修了証の交付 全課程修了者には修了証を交付します。

8 そ の 他 (1)受付は、開始時間の10分前までに終えて下さい。
(2)携行品 受講票・筆記用具。持外は受講当日お渡しいたします。
(3)昼食は各自お弁当をご用意ください。(外食も可能、ただし午後の授業開始時間厳守)